

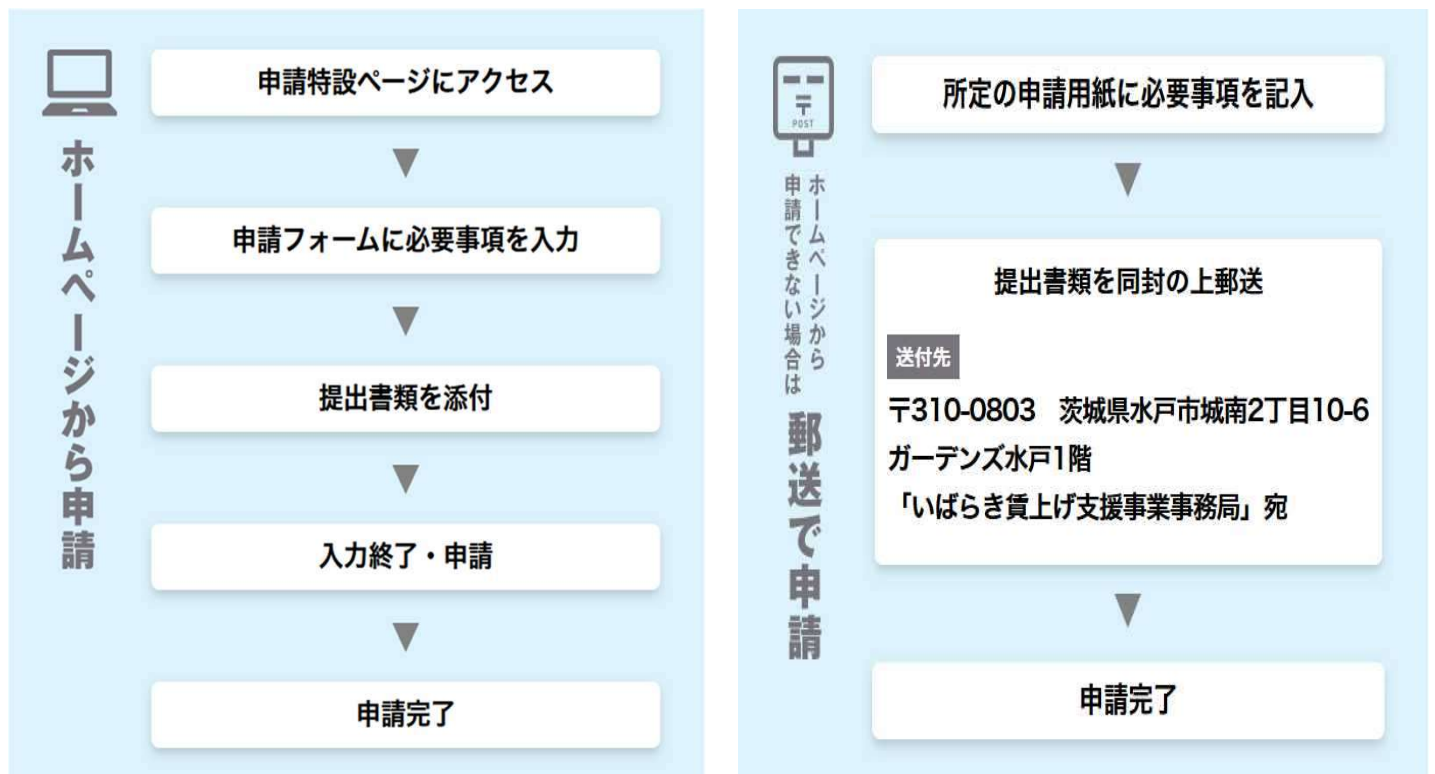
支援金申請について

必要書類

- ① いばらき賃上げ支援金申請書兼請求書（法人は様式第1号、個人事業主は様式第2号）
- ② 支給対象労働者一覧（様式第3号）
- ③ 支給対象労働者に係る賃金改定後の労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し
※ 基本給・所定労働日数・所定労働時間が明記されているもの。
※ 所定労働日数や所定労働時間の記載がない場合は会社カレンダー（休日カレンダー）等をご用意ください。
- ④ 賃金台帳の写し（賃金改定前月及び賃金改定月分）
- ⑤ 口座振替依頼書または口座振替依頼書兼委任状
- ⑥ 預金通帳の写し（表紙及び見開き）
- ⑦ （法人の場合）履歴事項全部証明書
（個人の場合）直近の確定申告書の写し
- ⑧ 【賃上げ支援コースのみ】労働者賃金一覧
※申請特設ページ「申請様式」からダウンロードしてください。
- ⑨ その他、知事が必要と認める書類
※他の支援金や補助金の受給を証する書類 等

※詳しくは申請特設ページにあるマニュアルをご参照ください。

申請方法



申請特設ページは
こちら

<https://chinageshienkinshikyu.ibaraki.jp>



お問い合わせ

※提出方法がご不明な場合はこちらまでお問い合わせください

いばらき賃上げ支援事業事務局

茨城県水戸市城南2丁目10-6 ガーデンズ水戸1階

Tel: 050-3385-8075 (受付時間: 平日午前9時～午後5時)

メール: info@chinageshienkinshikyu.ibaraki.jp